

FACT BOOK

日本の損害保険





ファクトブック 2023

日本の損害保険

目次

はじめに

日本損害保険協会とは	4
行動規範	6
第9次中期基本計画の概要	7
気候変動対応方針	7

損害保険の概況

主要指標

損害保険会社の数	8
保険料	8
保険金	9
損害率・事業費率	9
総資産・運用資産	10
経常利益・当期純利益	10
代理店実在数・募集従事者数	11

多様な損害保険

くらしの安心を支える保険	12
事業活動の安心を支える保険	13
くるまの保険	14
すまいの保険	16
からだの保険・その他の保険	20
事業者向けの保険	22

損保協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

1. 損害保険リテラシーの向上	24
2. 地震保険広報活動	25
3. 自賠責保険広報活動	26
4. 報道機関対応	26
5. 消費者行政機関等との対話・交流	26

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

6. 相談・苦情・紛争解決対応	27
-----------------	----

III 損害保険業の業務品質の向上

7. 消費者の声の活用	30
8. コンプライアンス・プログラム	31
9. ガイドライン等	32

IV 損害保険業の基盤整備

10. 情報交換制度	34
11. 要望・提言	35
12. 国際関係業務	37
13. 自賠責保険運用益拠出事業	39

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

14. 不正請求対策	40
15. 交通安全対策	42
16. 防災・防犯対策	44
17. 自動車盗難防止対策	47
18. 環境問題対策	48
19. 地域特性に応じた各支部の取組み	50

VI 損害保険業に関する試験・認定、研修等

20. 募集人に対する試験・教育等	54
21. 損害調査関係の試験・研修	56
22. 医研センター研修・医療研究助成	57

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社	58	火災保険関係	
主な損害保険の関連団体	59	主な風水災等	79
個人情報保護の取組み	60	主な風水災等による保険金の支払い	80
契約者保護のしくみ	60	火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移	81
損害保険に関する主な法律	62	地震保険関係	
金融経済教育の取組み	66	主な地震災害	82
主要指標関係		地震保険による保険金支払例	83
元受正味保険料	68	地震保険制度の変遷	84
正味収入保険料	69	地震保険世帯加入率	86
正味収入保険料の保険種目別構成比	69	地震保険 都道府県別世帯加入率の推移	86
元受正味保険金	70	地震保険付帯率	87
正味支払保険金	70	地震保険 都道府県別付帯率の推移	87
総資産・運用資産	71	地震保険保有契約件数	88
総資産の内訳	71	地震保険 都道府県別保有契約件数の推移	88
代理店関係		国際関係	
代理店実在数の推移	72	主要国の損害保険料比較	89
損害保険の募集従事者数の推移	73	会員会社の海外進出状況	89
自動車保険関係等		会員会社の海外との再保険取引	91
交通事故の発生件数	74	海外連結損害保険子会社の 地域別正味収入保険料	91
自動車保険加入率	74	自由化以降の損害保険業界の動向	92
自動車保険 都道府県別加入率	75	損害保険のあゆみ	94
高額判決例	76	2022年4月以降の主な出来事	98
自動車盗難の認知件数と支払保険金	77	損保協会の所在地	99
自動車盗難 都道府県別認知件数	77		
自転車の事故件数	78		
自転車での加害事故例	78		

日本損害保険協会（略称：損保協会）とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さまからいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。また、身のまわりにあるリスクの軽減に向けて、防災・防犯対策、交通安全対策等にも力を入れて取り組んでいます。

設立

- 1917年5月 大日本聯合火災保険協会設立（損保協会の起源）
- 1946年1月 日本損害保険協会設立
- 1948年5月 社団法人の認可を取得
- 2012年4月 一般社団法人に移行

目的

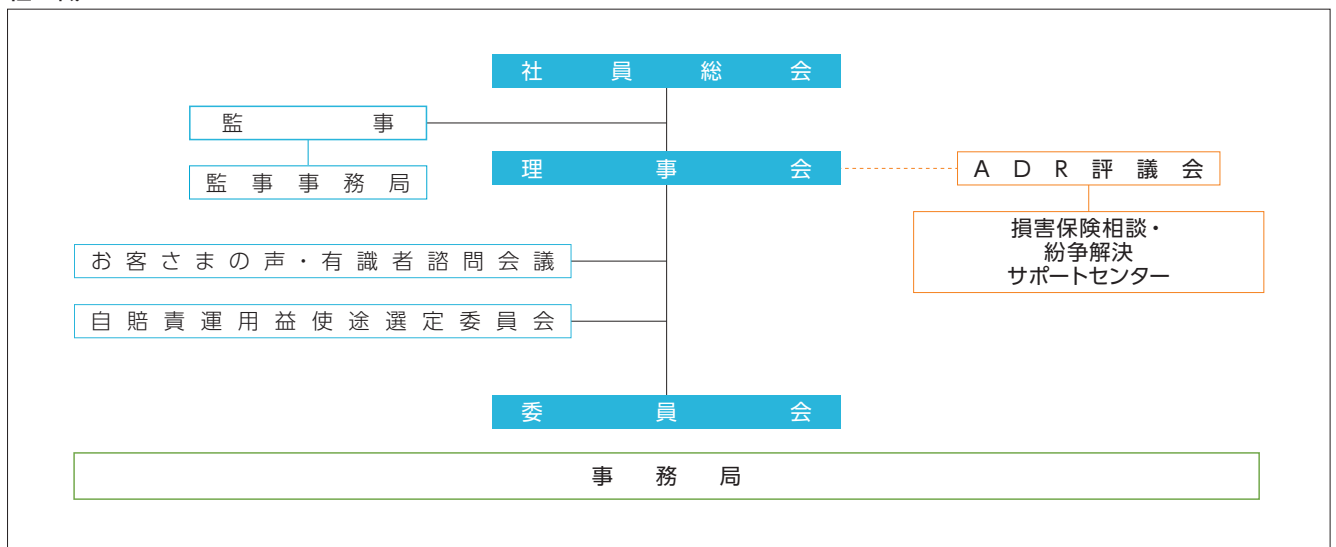
わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

事業内容

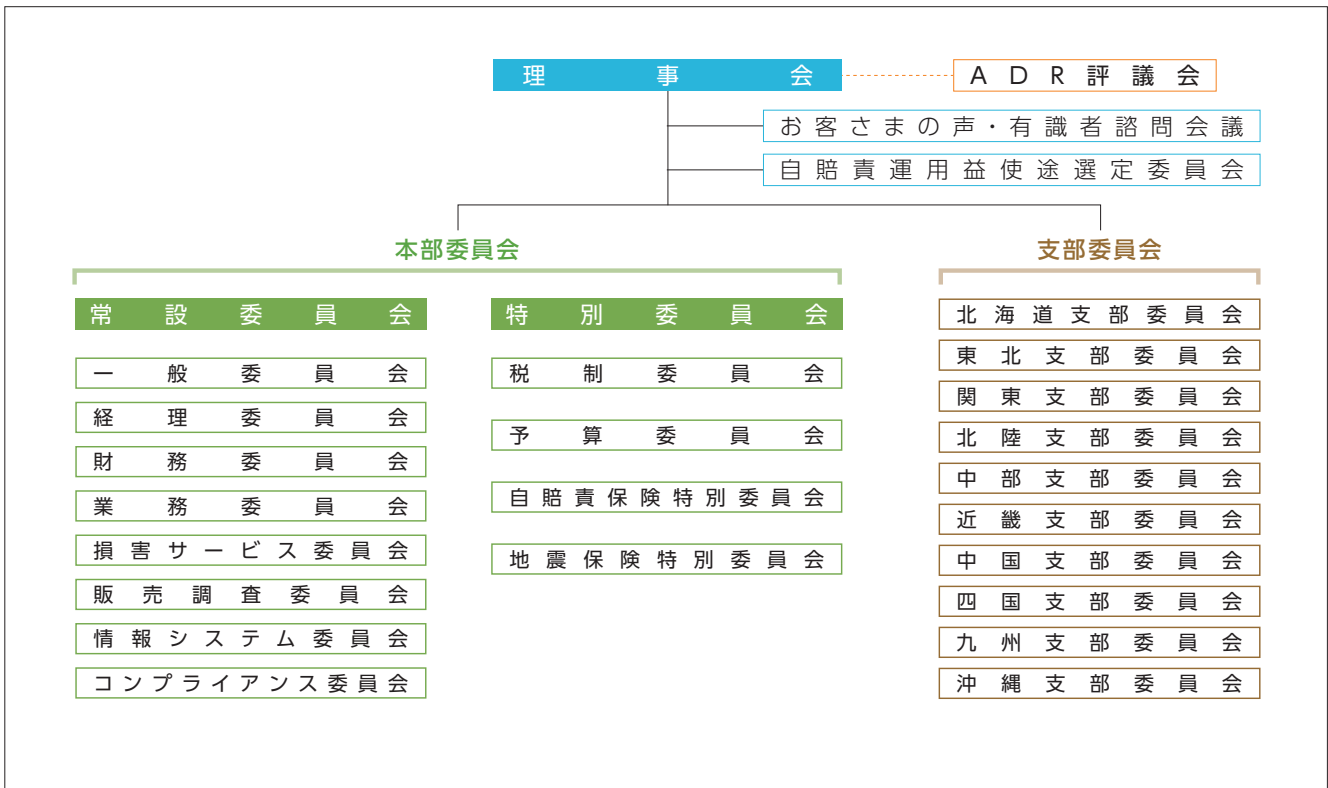
1. 損害保険の普及啓発・理解促進に資する事業
2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決に資する事業
3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
4. 損害保険業の基盤整備に資する事業
5. 損害保険の安定かつ継続的な提供に資する事業
6. 事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する事業
7. 損害保険業に関する研修、試験および認定等の事業
8. 前各号の事業に資する国の補助金等に関する事業

機構一覧(2023年7月1日)

組織



委員会機構



事務局機構



行動規範

損保協会は、1991年10月、損害保険業界が社会・国民からの信頼に応えていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。近年の環境変化を踏まえ、社会からの期待により一層応え、損害保険業界の存在意義を高めることを目的に、2023年6月に改定しました。

日本損害保険協会 行動規範（抜粋）

制定 1991年10月17日
改定 2005年 3月17日
2012年 4月 1日
2018年12月20日
2023年 6月15日

安心かつ安全で持続可能な社会の実現と、経済および国民生活の安定と向上に資する相互扶助制度を円滑に運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、社会の公器として、事業活動を通じて社会的課題の解決により一層取り組むことが求められている。

そのため日本損害保険協会は、自らの使命を全うし社会からの信頼と期待に応えるとともに、損害保険事業の健全な発展および信頼性の向上を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

1 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、この原則が遵守されるように努めることとする。

人権尊重の原則

国際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重するとともに、あらゆるステークホルダーに対して自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。なお、万一人権侵害が発生した場合には、速やかにその是正と再発防止に努める。

社会との共通価値創造の原則

様々な主体とも協働しながら、事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現への貢献と、損害保険事業の存在意義のさらなる向上を図る。

お客さま本位の業務運営の原則

損害保険事業の健全な発展および信頼性向上のため、自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して、お客さま本位の業務運営を現場レベルまで徹底する。

2 行動指針

1. 商品・サービス提供に関する指針
2. お客さまへの対応に関する指針
3. 法令等遵守（コンプライアンス）に関する指針
4. 社会とのコミュニケーションに関する指針
5. 職場環境の充実に関する指針
6. 地球環境に関する指針
7. 安全な社会の創造に関する指針
8. 反社会的勢力との関係遮断等に関する指針
9. 社会貢献に関する指針
10. 資産の運用に関する指針
11. 内部統制システムの強化に関する指針
12. ガバナンスの強化に関する指針
13. 危機対応に関する指針

3 行動指針の実現

日本損害保険協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作成する。

第9次中期基本計画の概要

損保協会では、第9次中期基本計画（2021～2023年度）において、取組みを強化すべき3つの重点課題を掲げ、重点課題の達成・実現を通じて、全てのステークホルダーへの貢献とSDGsの達成を目指しています。

重点課題

① 持続可能なビジネス環境の整備

- ・新しい生活様式（書面・押印・対面手続きの見直し等）、国内外の基準・規制への対応
- ・デジタル技術の活用による効率化推進・利便性向上
- ・社会環境・自然環境変化に伴うさらなる役割の発揮（気候変動への対応等）



② 災害に強い社会の実現

- ・強靱なまちづくりへの貢献
- ・自然災害に対する業界共同取組み
- ・災害に乗じた悪質商法への対応強化
- ・事業者向け保険の普及促進



③ 損害保険リテラシーの向上

- ・教育機関・行政・有識者との関係構築、金融他団体との連携強化
- ・高校生への教育の充実
- ・教育ツールのデジタル化・手法の改革



気候変動対応方針

損保協会では、2021年7月に気候変動への対応方針を策定しました。気候変動は、国民の生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであることから、グローバルな対応が求められています。我が国も2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、官民一体となった緩和・適応取組みをスタートさせています。

こうした中、損害保険業界でも各種補償・サービスの提供やグリーン投資などに取り組んでいますが、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、各種取組みをさらに推進していきます。

気候変動対応方針

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会（以下「損保協会」）は、気候変動をリスクと成長機会の両面から捉え、我が国として2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことに賛同します。その実現に向けて、国および国際社会の取組みとの協調を図りつつ、次の気候変動対応を推進していきます。

- ・会員各社は、損害保険の引受、関連するサービスの提供、損保協会とともに推進している防災・減災取組み、ESGの観点から踏まえた資産運用、お客さまとの対話などを通じて、気候変動リスクの緩和とそれへの適応に貢献するとともに、サステナブルな社会への円滑な移行を支援します。
- ・損保協会および会員各社は、自らの事業を通じて排出される温室効果ガスの削減に取り組み、脱炭素社会の実現を図ります。

2021年7月15日

損害保険会社の数

55社 が事業活動を行う。

国内損害保険会社*1が 33社 (日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*2を含む)、外国損害保険会社*3が22社、あわせて55社の損害保険会社があります。(2023年7月1日現在)

また、損害保険会社で働く従業員(役員、一般社員、外務員および嘱託を含む)は、84,808名となっています(2023年4月1日現在。損保協会会員会社ベース)。

国内損害保険会社 **33**社

外国損害保険会社 **22**社

合計 **55**社

	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および再保険業	31	10
再保険専業	2	6
船主責任保険専業	-	6
合計	33	22

参照 P.58

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

- *1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険業免許を受けている会社。
- *2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社。
- *3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社。

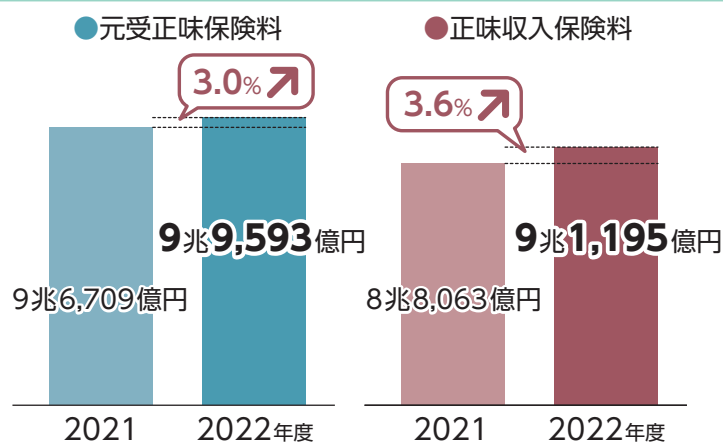
保険料

元受正味保険料は3.0%増、正味収入保険料は3.6%増。

全保険種目合計の元受正味保険料*4(収入積立保険料を含む)は、火災保険の増収などにより、前年度に比べ3.0%増の9兆9,593億円、正味収入保険料*5は火災保険の増収などにより、前年度に比べ3.6%増の9兆1,195億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

元受正味保険料 **9兆9,593**億円

正味収入保険料 **9兆1,195**億円



参照 P.68、69

資料・データ 主要指標関係

- *4 元受正味保険料 お客さま(保険契約者)との直接の保険契約に係る収入を表す。
「元受正味保険料」=「元受保険料」-「諸返戻金(満期返戻金を除く)」
- *5 正味収入保険料 元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。
「正味収入保険料」=「元受正味保険料」+「受再正味保険料」-「出再正味保険料」-「収入積立保険料」

保険金

正味支払保険金は14.3%増。

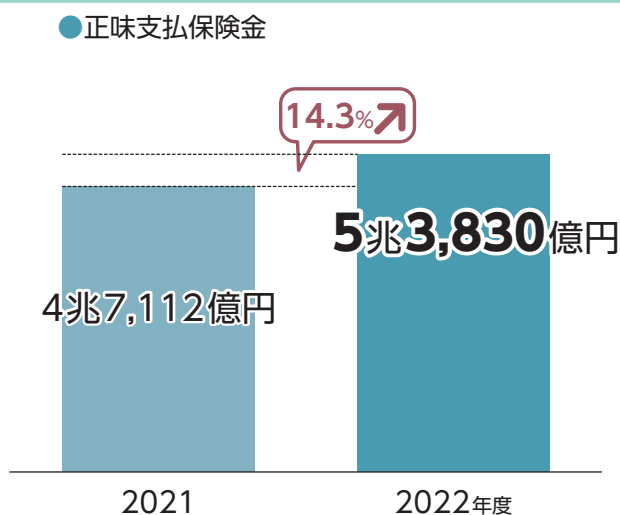
正味支払保険金*6は、2022年9月に発生した台風14号・15号などに係る火災保険の支払いや、交通量の回復に伴う自動車保険の支払いの増加などにより、前年度に比べ全種目合計で14.3%増の5兆3,830億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

参照 P.70

資料・データ 主要指標関係

正味支払保険金

5兆3,830億円



*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
 $[\text{正味支払保険金}] = [\text{元受正味保険金}] + [\text{受再正味保険金}] - [\text{回収再保険金}]$

損害率・事業費率

損害率5.6ポイント増、事業費率は0.3ポイント減。

損害率*7は、主に正味支払保険金の増加により、前年度に比べ5.6ポイント増の64.9%となっています(損保協会会員会社ベース)。

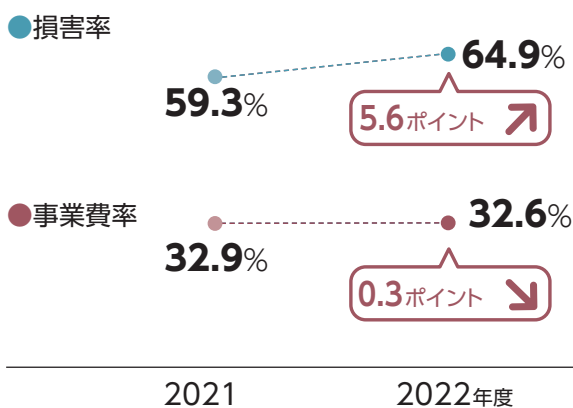
事業費率*8は、諸手数料及び集金費などが増加しましたが、分母となる正味収入保険料も大きく増加したため、前年度より0.3ポイント低下し32.6%となっています(損保協会会員会社ベース)。

損害率

64.9%

事業費率

32.6%



*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示す。
 $[\text{損害率}] = ([\text{正味支払保険金}] + [\text{損害調査費}]) \div [\text{正味収入保険料}]$

*8 事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標。数値が低いほど経営効率が良いことを示す。

総資産・運用資産

総資産は2.5%減、運用資産も3.3%減。

総資産*9は、保有する有価証券や預貯金の減少などから、前年度に比べ2.5%減の31兆7,490億円、運用資産*10も3.3%減の28兆3,384億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

参照 P.71

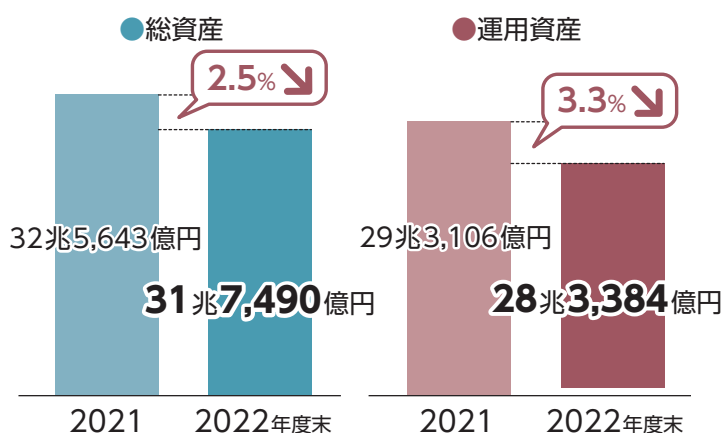
資料・データ 主要指標関係

総資産

31兆7,490億円

運用資産

28兆3,384億円



*9 総資産 運用資産およびその他資産(代理店貸、再保険貸など)の合計。

*10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などの合計。

経常利益・当期純利益

経常利益は1,245億円の減益、当期純利益は1,692億円の減益。

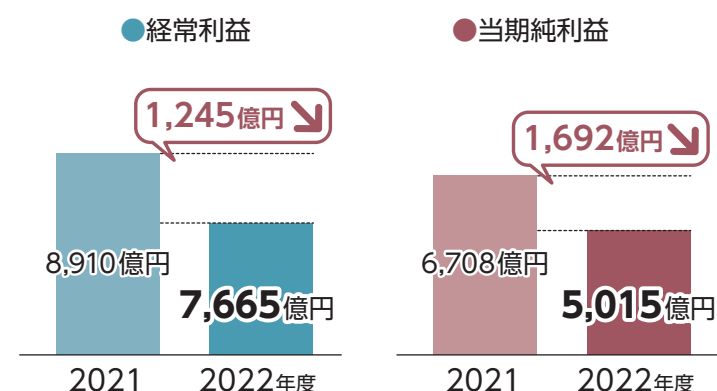
経常利益*11は、前年度に比べ1,245億円減益の7,665億円となり、当期純利益*12は、前年度の6,708億円から1,692億円減益の5,015億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

経常利益

7,665億円

当期純利益

5,015億円



*11 経常利益 損害保険会社が保険引受や資産運用などによって経常的に得られる収益から、保険引受や資産運用などの経常にかかる費用を引いた利益のこと。

*12 当期純利益 経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のこと。

(注) 端数処理の関係上、各項目を合算した値と合計は一致しない場合がある。

代理店実在数・募集従事者数

代理店実在数は2.7%減、募集従事者数は7.9%減。

全国にある損害保険代理店*13は約16万店で約185万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)

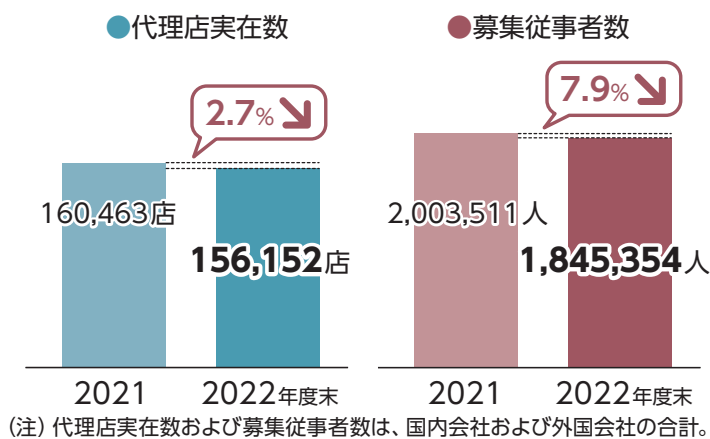
また、2022年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の90.5%となっています。

代理店実在数

15万6,152店

募集従事者数

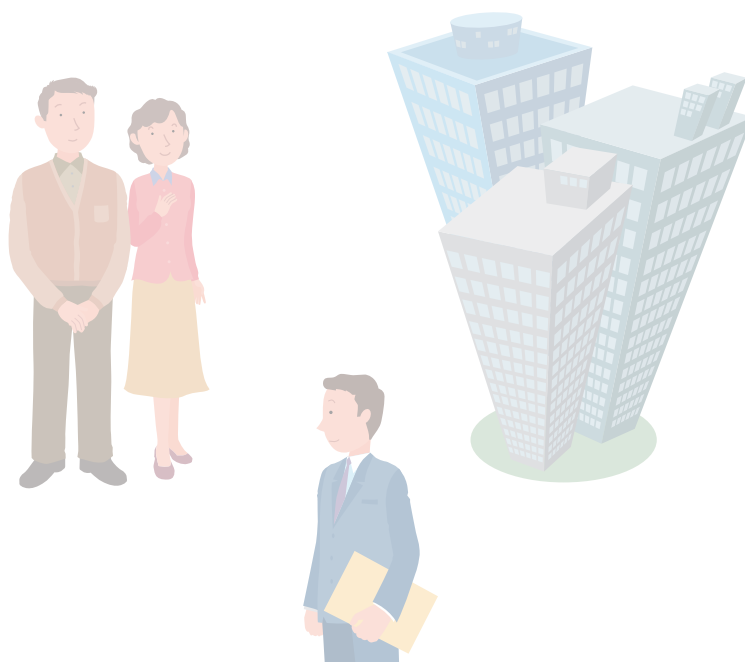
184万5,354人



参照 P.72、73

資料・データ 代理店関係

*13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っている。



損害保険はわたしたちの生活を取り巻くさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に対する経済的な備えです。



くらしの安心を支える保険

くるま



自動車事故での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の2種類に分類されます。

- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)
- 自動車保険
 - 対人賠償保険
 - 対物賠償保険
 - 人身傷害保険
 - 搭乗者傷害保険
 - 車両保険

など

すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

- 火災保険
- 地震保険
- 積立型(貯蓄型)の保険*

など

からだ 老後の生活



ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

- 傷害保険
- 所得補償保険
- 介護(費用)保険
- 年金払積立傷害保険*
- 積立型(貯蓄型)の保険*
- 医療保険
- がん保険

など

くらし レジャー



スポーツやレジャー中のケガ・用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

また、ペットの病気やケガに備える保険もあります。

- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険
- 個人賠償責任保険
- 自転車保険
- ペット保険

など

※ 積立型(貯蓄型)の保険とは・・・

- ・保険期間(契約期間)が例えば3年から6年程度と長期であり、保険本来の補償機能と、満期時には満期返戻金が支払われるという貯蓄機能を併せ持った保険です。
- ・特に、高齢社会における年金ニーズに対しては、積立型(貯蓄型)の保険の仕組みを用いた個人年金商品(年金払積立傷害保険)や確定拠出年金に対応した積立傷害保険などもあります。

事業活動の安心を支える保険



自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

建物財物



- 火災保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 盗難保険
- 機械保険
- ガラス保険

など

売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 休業補償保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険
- 取引信用保険

など

輸送



- 運送保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険
- 船客傷害賠償責任保険

など

損害賠償



- 施設賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険（PL保険）
- 自動車管理者賠償責任保険
- 会社役員賠償責任保険（D&O保険）
- 請負業者賠償責任保険
- 雇用慣行賠償責任保険（EPL保険・特約）
- 個人情報漏えい保険
- サイバー保険

など

その他



- 業務災害総合保険
- 建設工事保険
- 組立保険
- 土木工事保険
- 公共工事履行ボンド
- 原子力保険

など

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

くるまの保険

参照 P.74~77

資料・データ 自動車保険関係等

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、原動機付自転車（原付バイク）を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。
- 自賠責保険の保険料は、「地域別（本土、本土離島、沖縄本島、沖縄離島）」「車種別」「契約期間別」に定められています。

<保険料例>

2023年6月現在（2023年4月1日以降始期契約、単位：円）

車種		契約期間							
		12か月	13か月	24か月	25か月	36か月	37か月	48か月	60か月
自家用乗用自動車	(例) 白の3・5・7ナンバー	11,500	12,010	17,650	18,160	23,690	24,190	-	-
小型二輪自動車	(例) 250 cc超のバイク	7,010	7,150	8,760	8,910	10,490	10,630	-	-
検査対象軽自動車	(例) 三輪・四輪の軽自動車	11,440	11,950	17,540	18,040	23,520	24,010	-	-
検査対象外軽自動車	(例) 250 cc以下のバイク	7,100	-	8,920	-	10,710	-	12,470	14,200
原動機付自転車	(例) スクーター(125 cc以下)	6,910	-	8,560	-	10,170	-	11,760	13,310

(注) いずれも本土に適用する保険料。

- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償（対人賠償）のみを補償する保険であり、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償（対物賠償）は補償されません。また、右のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。対人賠償のうち自賠責保険の支払限度額を超える部分、対物賠償、ご自身のケガや車両損害について備えるためには、任意の自動車保険に加入する必要があります。

<支払われる保険金の限度額>

損害の内容		被害者1名あたりの限度額
ケガによる損害		120万円
後遺障害による損害(注)	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	4,000万円
	上記以外の後遺障害	3,000万円
	上記以外の後遺障害	(第1級) 3,000万円 ～(第14級) 75万円
死亡による損害		3,000万円

(注) 後遺障害による損害は、障害の程度により第1級～第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

△ 満期年月にご注意ください △

自動車検査登録制度（車検制度）の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険を契約していることが求められますが、車検制度の対象ではない車種（250cc以下のバイク、原付バイク、電動キックボードなど）は、自賠責保険の契約期間が切れていないかご注意ください。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー（保険標章）も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることが必要です。



(注) この例では、令和7年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

自動車保険

- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各損害保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせ販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

		強制加入		任意加入
		身体の損害(死傷)		財物の損害
相手への賠償	● 相手を死傷させた ・ 自賠責保険	● 相手を死傷させた ・ 対人賠償保険	● 相手の財物を壊した ・ 対物賠償保険	
	損害の種類と 対応する自動車の保険			
自分等への補償	● 自分や搭乗中の者が死傷した ・ 人身傷害保険 ・ 搭乗者傷害保険		● 無保険車傷害保険 ・ 自損事故保険	● 自分の車が壊れた ・ 車両保険

相手への賠償

- 【対人賠償保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。
- 【対物賠償保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。

自分等の補償

- 【人身傷害保険】自動車事故により、自動車に乗車中の者が死傷した場合に、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。
- 【搭乗者傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。
- 【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【車両保険】事故によって、契約時に特定した自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。

すまいの保険

参照 P.79~88

資料・データ 火災保険関係・地震保険関係

▶ 火災保険

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車が建物に飛び込んできて建物が壊された場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。
- 火災保険の主な補償内容は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認することが必要です。

【損害保険金をお支払いする主な場合】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹（ひょう）災・雪災*
- ・水濡れ
- ・騒擾（じょう）および集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盗難*
- ・水災*
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損*

【主な費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用*
- ・残存物の取り片づけ費用*
- ・失火見舞費用*
- ・地震火災費用*

※一定の制限付で補償される場合があります。

地震保険

- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。「地震・噴火またはこれらによる津波」(以下「地震等」)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に損害が生じた場合に、生活を再建するための資金を保険金としてお支払いします。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している地震保険を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、「地震等」を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
 1. 地震による倒壊・破損
 2. 地震によって生じた火災による焼損
 3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失・埋没
 4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊・埋没
 5. 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失・埋没
 6. 津波によって生じた流失・倒壊
- 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯(セット)して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の途中で地震保険を付帯することができます。

- 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額に対して、30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

	火災保険の契約金額 に対する割合	限度額
建物※1	30%~50%	5,000万円
家財※2		1,000万円

※1 住居のみに使用される建物および併用住宅

※2 30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません

- 保険金は、迅速にお支払いするために損害の程度に応じて、契約金額の一定割合が支払われます。その内容は以下のとおりですが、損害が「一部損」に至らないときには、保険金は支払われません。

損害の程度	保険金	状態(建物については次のいずれかの場合)
全損	契約金額の100%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の50%以上※2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
大半損	契約金額の60%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の40%以上50%未満※2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満の場合
小半損	契約金額の30%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の20%以上40%未満※2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満の場合
一部損	契約金額の5%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※1の損害額が 建物の時価の3%以上20%未満※2の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物について生じた損害が、全損・大半損・小半損または一部損に至らないとき

※1 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※2 津波によって建物(「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)»)に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物(上記と同じ)に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

すまいの保険

- 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。
- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*とロ構造*の2つに区分されています。

〈1年間の保険料（契約金額100万円あたり）〉

2023年9月現在(保険期間の始期が2022年10月1日以降の契約)

都道府県	構造区分	イ構造*	ロ構造*
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県		730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県		1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県		2,300円	4,110円
埼玉県		2,650円	4,110円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県		2,750円	4,110円

*セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

(イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 ロ構造…主として木造の建物)

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

○免震建築物割引：50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：10%・30%・50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合など

○耐震診断割引：10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

(注1) 上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

(注2) 割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただく必要があります。

- 地震保険は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受ける仕組みとなっており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をする仕組みとなっています。

損害保険会社は利潤をいただかず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画には、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。

- 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が12兆円（2023年9月現在）*を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

*関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。

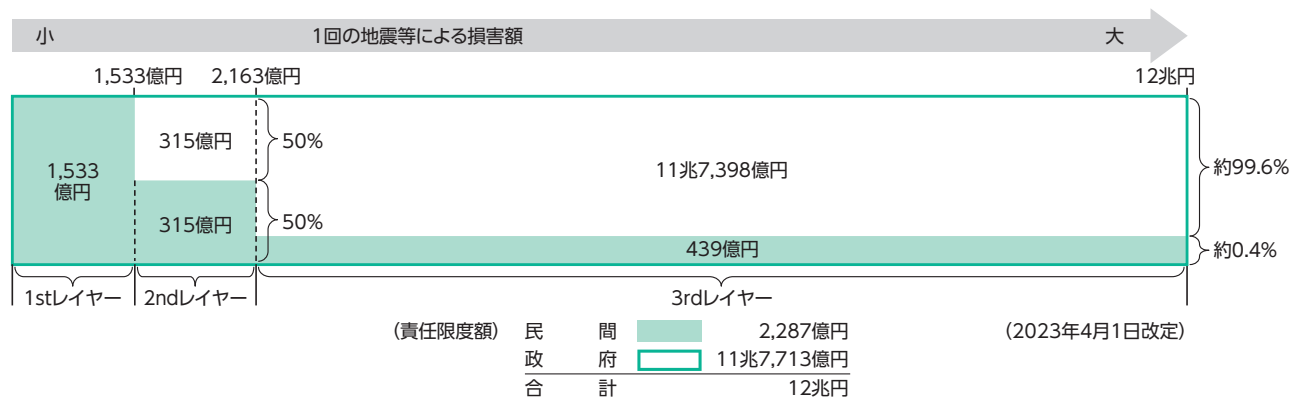
- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除することができる金額は、以下のとおり所得税で地震保険料の全額（5万円限度）、個人住民税で地震保険料の2分の1（2.5万円限度）となっています。



	控除対象額
所得税	地震保険料の全額（最高5万円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高2.5万円）

【政府と民間の地震再保険のしくみ】



日本地震再保険株式会社資料より

からだの保険・その他の保険

▶ 傷害保険

- 傷害保険は、被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。主として、交通事故によるケガの補償に限定したタイプの保険もあります。また、被保険者の範囲を「本人のみ」「家族向け」「夫婦のみ」などパターン別に用意して販売されています。
- 傷害保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要件
死亡保険金	ケガにより、死亡したとき
後遺障害保険金	ケガにより、後遺障害が生じたとき
入院保険金	ケガにより、入院したとき
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
通院保険金	ケガにより、通院したとき

▶ 医療保険

- 医療保険は、被保険者がケガをしたり病気になった結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

	保険金の種類	要件
入院 関係	傷害入院保険金	ケガにより、入院*したとき
	疾病入院保険金	病気で入院*したとき
手術 関係	傷害手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金	病気の治療のため、所定の手術をしたとき
その他	傷害通院保険金	ケガの治療のため、通院したとき
	疾病通院保険金	病気の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金	ケガや病気で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

*医療保険における「入院」…

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されません。

海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、必要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。
- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあたり壊れた場合の損害を補償
救済者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用（交通費、宿泊代、食事代、通信費など）を補償

（参考）「被保険者」…

保険の補償を受ける人または保険の対象になる人をいいます。保険契約者が親で子どもや家族全員を被保険者にすることもあります。

個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族（同居の親族、別居の未婚の子など）が補償対象となります。
- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する場合が一般的です。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。	4. 子どもが駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。	5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭にあたり死亡させた。
3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。	

自転車事故への備え

近年、数千万円以上にのぼる高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車事故に対する社会的な関心も高まっています。最近では条例によって自転車事故による損害賠償に備える保険の加入を義務付けたり、努力義務としたりする動きも広がっています。賠償責任を負ってしまうことに備えるためには「個人賠償責任保険」が必要になります。また、事故による自身のケガに備えるには「傷害保険」が必要になります。自転車を利用する際には、このようなリスクを認識して、必要に応じて保険への加入を検討することも重要です。

<自転車事故に備える保険>

保険の種類	対 象		事故の相手		自分
	生命・からだ	財産	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	○	○	×
傷害保険	×	×	×	×	○

参照 P.78

資料・データ 自動車保険関係等

事業者向けの保険

※一般的な補償内容を紹介しています。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認する必要があります。

〈自動車〉

▶ 企業向け自動車保険

- 法人や個人事業主が所有・使用する自動車による事故に伴うさまざまな損害（相手への賠償、運転中の従業員のケガの補償、社用車の修理費用等）を補償する保険です。

〈建物 財物〉

▶ 企業向け火災保険

- 火災をはじめとする偶然な事故によって、建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備装置に生じる損害を補償する保険です。
- 基本補償では、直接間接問わず、地震・噴火・津波によって生じた損害は補償対象外です。

■ 地震危険補償特約

- ・企業向け火災保険に付帯（セット）して、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊等および地震または噴火による津波、洪水等による水災によって生じた損害を補償します。

▶ 動産総合保険

- 事業用の什器・備品、機械、器具、商品などの動産について、使用中・保管中・運送中・展示中の様々な事故による損害を補償する保険です。
- 販売業者の流通過程にある商品等を保管中・運送中を問わず包括的に補償したり、補償したい動産を個別に設定したりする契約形式があります。

〈売上利益〉

▶ 休業補償保険

- 火災や水災などの偶然の事故により建物や設備に損害が生じ、休業した場合の利益損失や各種費用を補償する保険です。食中毒や感染症による休業を補償する商品もあります。

▶ 取引信用保険

- 取引先の倒産や支払遅延等により、販売した商品や提供したサービスの代金を回収できなくなった場合（貸倒れ）の損害を補償する保険です。

〈損害賠償〉

▶ 施設賠償責任保険

- 企業が所有、使用、管理している施設の欠陥や、従業員等の仕事の遂行により生じた賠償責任を補償する保険です。

▶ 生産物賠償責任保険（PL保険）

- 製造、販売した製品（生産物）の欠陥または行った工事・サービスの結果が原因となって生じた賠償責任を補償する保険です。

会社役員賠償責任保険 (D&O 保険)

- 会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害を補償する保険です。

請負業者賠償責任保険

- 請負作業に起因する偶然な事故、または請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

雇用慣行賠償責任保険 (EPL 保険・特約)

- ハラスメント・不当解雇等の侵害行為に起因して、事業主や役員等が従業員等から損害賠償請求がなされたことによって被る損害を補償する保険です。

個人情報漏えい保険

- 個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、謝罪広告掲載費用・お詫び状作成費用等の事故対応のために支出した費用を補償する保険です。

サイバー保険

- サイバー事故により企業に生じた法律上の損害賠償責任のほか、事故時に必要となる費用や自社の喪失利益を補償する保険です。
- 上記の補償のほか、保険会社によっては、関連する付帯サービス (情報セキュリティ診断サービス、専門業者の紹介サービス等) を提供している場合があります。
- 「サイバー保険」特設サイトもご覧ください。



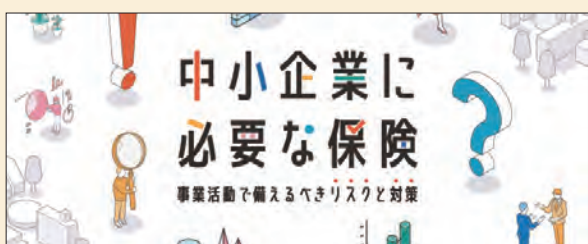
<https://www.sonpo.or.jp/cyber-hoken/>

〈その他〉

業務災害総合保険

- 従業員 (アルバイトやパートタイマー等を含む) が労働災害を被った場合に、企業が補償金を負担することによって被る損害を補償する保険です。
- 業務上疾病 (例: 精神障害、心疾患、脳疾患等) を除き、政府労災保険等の認定を待たずに保険金が支払われます。

事業者向け保険に関する情報が特設サイト「中小企業に必要な保険」にも掲載されています



https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/